

安全保障理事会決議 2118 (2013)

2013年9月27日、安全保障理事会第7038回会合にて採択

安全保障理事会は、

2011年8月3日、2012年3月21日、2012年4月5日の安保理議長声明および安保理決議1540(2004)、2042(2012)並びに2043(2012)を想起し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、

化学兵器およびその運搬手段の拡散が、国際の平和および安全に対する脅威を構成することを再確認し、

1925年6月17日にジュネーブで署名された、窒素性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書に、1968年11月22日にシリア・アラブ共和国が加入したことを想起し、

2013年9月14日に、シリア・アラブ共和国が、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「同条約」とする）へのその加入書を事務総長に寄託し、そして同条約がシリア・アラブ共和国に対して発効するまでの間同条約を暫定的に適用しつつ、同国がその条項を履行しまた忠実且つ誠実にそれらを遵守することを宣言したことに留意し、

1987年11月30日の総会決議42/37C(1987)に従ってそして1988年8月26日の決議620(1988)により再確認された、シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用の申立を調査するための国際連合使節団（以下「同使節団」とする）の事務総長による設立を歓迎しまた同使節団の活動に対する謝意を表明し、

同使節団による2013年9月16日の報告書(S/2013/553)を承認し、同使節団がその職務権限を遂行する必要性を強調し、そしてシリア・アラブ共和国における化学兵器使用についての信頼に足る今後

の申立は調査されるべきことを強調し、

同使節団の報告書で結論づけられたように、リフ・ダマスカスにおける 2013 年 8 月 21 日の化学兵器の使用に大いに憤り、そのことから生じた文民の殺害を非難し、化学兵器の使用が国際法の重大な違反を構成することを確認し、そして化学兵器のどのような使用についても責任を有する者は責任を問われなければならないことを強調し、

全ての国家は、化学兵器を含む大量破壊兵器およびその運搬手段を開発し、取得し、製造し、所持し、輸送し、移譲しまたは使用することを企てる非国家主体に対するあらゆる形態の支援を提供することを差し控えるものとするという決議 1540 (2004) の下での義務を想起し、

最も早く且つ安全なやり方でシリア・アラブ共和国の化学兵器計画の廃棄を確保することを目的とした、ロシア連邦とアメリカ合衆国との間のジュネーブにおける 2013 年 9 月 14 日付けのシリア化学兵器の廃絶のための枠組 (S/2013/565) を歓迎しそしてシリア・アラブ共和国における化学兵器およびその構成要素に及ぶ当面の国際的管理に対する安保理の公約を表明し、

シリア・アラブ共和国の化学兵器計画の迅速な廃棄とその厳重な検証のための特別手続を制定している 2013 年 9 月 27 日の化学兵器禁止機関 (OPCW) の執行理事会の決定を歓迎し、また 2013 年 9 月 27 日の OPCW 執行理事会の決定に含まれた予定表に従ったシリア・アラブ共和国の化学兵器計画の廃棄を確実にするための安保理の決意を表明し、

シリア・アラブ共和国における現在の危機に対する唯一の解決策は、2012 年 6 月 30 日のジュネーブ・コミュニケに基づく包括的且つシリア人主導の政治過程を通してであることを強調し、また可及的速やかにシリアに関する国際会議を開催する必要性を強調し、

シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用は、国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

加盟国は、国際連合憲章第 25 条の下で安保理の決定を受諾し且つ履行する義務を負うことを強調し、

1. 化学兵器の使用は、どこでも、国際の平和および安全に対する脅威を構成することを決定する。
2. 国際法に違反した、シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用、とりわけ 2013 年 8 月 21 日の攻撃を、最も強い文言で非難する。
3. シリア・アラブ共和国の化学兵器計画の迅速な廃棄とその厳重な検証のための特別手続を含んでいる 2013 年 9 月 27 日の OPCW 執行理事会の決定を支持しそして最も迅速且つ安全なやり方でのその完全な実施を求める。
4. シリア・アラブ共和国は、化学兵器を使用し、開発し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し又は化学兵器を他国若しくは非国家主体に対して、直接若しくは間接に、移譲しないものとするを決定する。
5. シリアにおけるいかなる当事者も、化学兵器を使用し、開発し、生産し、取得し、貯蔵し、保有し若しくは移譲すべきではないことを強調する。
6. シリア・アラブ共和国は、2013 年 9 月 27 日の OPCW 執行理事会の決定（添付文書 I）のあらゆる側面を遵守するものとするを決定する。
7. シリア・アラブ共和国は、OPCW および国際連合の関連する勧告を遵守することにより、OPCW または国際連合により指定された要員を受け入れることにより、これら要員により行われる活動に安全を提供することと確保することにより、これらの要員にその任務を果たすいかなるまたあらゆる場所への迅速且つ自由なアクセスと査察する権利を提供することにより、また OPCW がその職務権限の目的のために重要であると信じる理由を有する個人への迅速且つ自由なアクセスを認めることによるものを含んで、OPCW および国際連合に十分に協力するものとするを決定し、またシリアにおける全ての当事者は、この点について十分に協力するものとするを決定する。
8. 国際連合要員の先遣隊に対し、シリアにおける OPCW 活動に対し早期の支援を提供する権限を与えることを決定し、OPCW の事務局長と事務総長に対し、現場におけるその運用上の活動を含む 2013 年 9 月 27 日の執行理事会の決定および本決議の実施において密接に協力することを要請し、また事務

総長に対し、OPCW の事務局長、そして適当と認められる場合に、世界保健機関の事務局長と協議して、シリア・アラブ共和国の化学兵器計画の廃棄における国際連合の役割に関する勧告を、本決議の採択から 10 日以内に安保理に提出することを更に要請する。

9. シリア・アラブ共和国は、国際連合の特権及び免除に関する条約の当事国であることに留意し、本決議または 2013 年 9 月 27 日の OPCW 執行理事会の決定に規定された活動を行う OPCW が指定した要員は、化学兵器条約の検証附属書第 II 部 (B) に含まれた特権および免除を享有するものとすることを決定しそしてシリア・アラブ共和国に対し、国際連合および OPCW と手続協定を締結することを求める。

10. 加盟国に対し、要員、技術的専門知識、情報、装備および財政的並びに他の資源および援助を含む支援を、シリア・アラブ共和国の化学兵器計画の廃棄を実行することを OPCW および国際連合に可能とするために、OPCW の事務局長および事務総長と調整して提供することを奨励し、そして加盟国に対し、最も早くまた安全なやり方でシリア・アラブ共和国の化学兵器計画の廃棄を確実にするため、化学兵器禁止条約の目的に一致して、OPCW の事務局長により特定された化学兵器を取得し、管理し、輸送し、移譲しそして廃棄する権限を与えることを決定する。

11. 全てのシリアの当事者および関連能力を有する利害関係国に対し、これに関連したシリア政府の主要な責任を認識しつつ、監視および廃棄任務の保護手段のための手配を整えるために共にまた OPCW や国際連合と密接に活動することを促す。

12. 2013 年 9 月 27 日の OPCW 執行理事会の決定および本決議のシリア・アラブ共和国における履行を定期的に再検討することを決定し、また OPCW 事務局長に対し、30 日以内にそしてその後は 1 か月毎に、本決議の履行に関する国際連合活動についての関連情報を含める事務総長を通して、安全保障理事会に報告することを要請し、また OPCW の事務局長および事務総長に対し、本決議または 2013 年 9 月 27 日の OPCW 執行理事会決定の違反を、安全保障理事会に、必要とされた、調整されたやり方で報告することを更に要請する。

13. 違反の事例の国際連合安全保障理事会への付託を規定している化学兵器禁止条約第 8 条の下での OPCW の何らかの報告を即時に審議する安保理の用意があることを再確認する。

14. 加盟国は、化学兵器、その運搬手段および関連物資の非国家主体による取得を含む、決議 1540 (2004) の何らかの違反について、必要な措置をそれ故講じるために、安全保障理事会に直ちに通報するものとすることを決定する。

15. シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用に責任を有する個人は、責任を問われるべきであるという安保理の強い確信を表明する。

16. 現政府および反政府勢力並びに他の集団の構成員を含みそして相互同意を基礎に形作られるものとする十分な執行権力を行使する暫定統治機関の設立で始まる、数多くの主要な措置を定めている 2012 年 6 月 30 日のジュネーブ・コミュニケ（添付文書Ⅱ）を十分に支持する。

17. ジュネーブ・コミュニケを履行するシリアに関する国際会議の可及的速やかな開催を求め、また全てのシリアの当事者に対し、シリアに関するジュネーブ会議に真剣にまた建設的に関与することを求め、そして彼らがシリア国民を十分に代表すべきことまたジュネーブ・コミュニケの履行と安定および和解の達成を義務づけられていることを強調する。

18. 全ての加盟国は、核兵器、化学兵器若しくは生物兵器およびその運搬手段を開発し、取得し、製造し、所持し、輸送し、移譲しまたは使用することを企てる非国家主体に対する何らかの形態の支援の提供を差し控えるものとすることを再確認し、そして全ての加盟国、とりわけシリア・アラブ共和国の近隣の加盟国に対し、この項の違反を直ちに安全保障理事会に報告することを求める。

19. 非国家主体が、核兵器、化学兵器若しくは生物兵器およびその運搬手段を開発し、取得し、製造し、所持し、輸送し、移譲しまたは使用しないことを要求し、そして全ての加盟国、とりわけシリア・アラブ共和国の近隣の加盟国に対し、この項に一致しない何らかの行動を直ちに安全保障理事会に報告することを求める。

20. 全ての加盟国は、自国民による若しくは自国の旗を掲げた船舶または航空機を使用した、シリア・アラブ共和国の領域を出発地とするか否かに係わらず、シリア・アラブ共和国からの化学兵器、関連装備、物品および技術または支援の獲得を禁止するものとすることを決定する。

21. 化学兵器の承認されていない移譲若しくはシリア・アラブ共和国の誰かによる化学兵器の使用を含む、本決議の違反の場合には、国際連合憲章第7章の下での措置を課すことを決定する。

22. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

添付文書 I

OPCW 執行理事会決定

シリアの化学兵器の破棄に関する決定

執行理事会は、

2013年3月27日のその第32回会合の後、執行理事会（以下「理事会」とする）の議長が「化学兵器がシリア・アラブ共和国において用いられてきたかもしれないことに深い懸念」を表明しまた「あらゆる状況の下でのいずれかの者による化学兵器の使用は、非難されまた国際社会の法的な規範および基準に完全に反するものである」ことを強調した声明（EC-M-32/2/Rev.1, 2013年3月23日付け）を発したことを想起し

第3回再検討会議（RC-/3*, 2013年4月19日）が、「化学兵器がシリア・アラブ共和国において用いられてきたかもしれないことに深い懸念」を表明しまた「あらゆる状況の下でのいずれかの者による化学兵器の使用は、非難されまた国際社会の法的な規範および基準に完全に反するものであることを強調したことを」をまた想起し、

シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用の申立を調査するための国際連合使節団により準備された、2013年9月16日付の「2013年8月21日のダマスカスのグータ地区における化学兵器の使用申立に関する報告書」（S/2013/553、2013年9月16日付）、それは「化学兵器が、シリア・アラブ共和国における当事者間で継続中の紛争において、また子どもを含む民間人に対しても、比較的大規模に、使用されていた」ことを結論付けている、に留意し、

化学兵器の使用を可能な限り強い文言で非難し、

2013年9月14日に合衆国とロシア連邦により合意されたシリアの化学兵器の廃棄のための枠組（EC-M-33/NAT.1、2013年9月17日付）を歓迎し、

2013年9月14日に、国際連合の事務総長へのその情報伝達で、シリア・アラブ共和国が化学兵器の

開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「同条約」とする）を暫定的に適用するその意図を通告したことをまた留意し、

2013年9月14日に、シリア・アラブ共和国は、国際連合の事務総長に同条約へのその加入書を寄託し、そして同条約がシリア・アラブ共和国に対して発効するまでの間同条約を暫定的に適用しつつ、同国がその条項を履行しまた忠実且つ誠実にそれらを遵守することを宣言し、このことは同日寄託先により全ての当事国に通知された（C.N.592.2013.TREATIES-XXVI.3）ことに更に留意し、また寄託先はこの宣言に関して当事国から異議に対する伝達を何ら受けていないことに留意し、

同条約が2013年10月14日にシリア・アラブ共和国に対し発効することに更に留意し、

シリアの化学兵器により与えられまたシリア・アラブ共和国に関して同条約が正式に効力を発するまでの間にシリアの化学兵器計画の廃棄が直ちに始まり、そして最も早くまた安全なやり方で実施されるために必要な活動を確実とするために決定した、状況の異常な性格を認識し、

OPCWからの専門家代表団を直ちに受け入れそしてシリア・アラブ共和国に対する同条約の発効前のその暫定適用に従って OPCW と協力するというシリア・アラブ共和国政府の招請もまた認識し、またシリア・アラブ共和国の国内当局の技術事務局（以下「事務局」とする）をシリア・アラブ共和国が指定したことに留意し、

同条約の暫定適用が、シリア・アラブ共和国に関してその規定の即時効果を与えることを強調し、

シリア・アラブ共和国が、2013年9月19日に、その化学兵器剤の名称、種類および数量、弾薬の種類、並びに貯蔵、生産および研究開発施設の所在地および形態を含む、詳細な情報を提出したことに更に留意し、

同条約第8条36項に従って、同理事会は、遵守についての疑義又は懸念および違反の検討の後、特に重大且つ緊急な場合には、関連する情報および判断を含む問題または事項につき、直接に、国際連合総会および国際連合安全保障理事会の注意を喚起することに更に留意し、

2000年10月17日の国際連合と化学兵器禁止機関との間の関係に関する協定に留意し、

同条約の当事国となっていない全ての国家に対し、自国の国家安全保障を強化すること並びに世界的な平和と安全に貢献することのために、緊急事項としてまた前提条件なしで同条約を批准するかまたは同条約に加入することを強く促し、

同条約第4条第8項および第5条第10項に従い、2007年以降に同条約に加入した国家は、その化学兵器および化学兵器生産施設をできる限り速やかに廃棄し、また同理事会は、当該廃棄のための「廃棄の規律および厳重な検証の手続」を決定することを想起し、

ここに、

1. シリア・アラブ共和国は、以下のことを行うものとするを決定する。

(a) 本決定の採択後7日以内に、シリア・アラブ共和国が所有し若しくは占有するまたは自国の管轄若しくは管理の下にある同条約第II条第1項に定められた化学兵器に関して、2013年9月19日に提供された情報を補完する更なる情報、とりわけ以下のことを事務局に提出すること、

(i) 前駆物質および毒素を含む、その備蓄化学兵器に含まれる各化学品の化学名と軍事表記並びにその数量

(ii) 充填および未充填の各種類の具体的な数量を含む、その備蓄化学兵器に含まれる弾薬類、子爆弾弾薬類および装置の具体的な種類

(iii) その化学兵器、化学兵器貯蔵施設、調合および充填施設を含む化学兵器生産施設並びに化学兵器の研究および開発施設の全ての所在地、具体的な地理的緯度・経度を提供すること

(b) 本決定の採択後30日以内に、同条約第111条により要求される申告を事務局に提出すること、

(c) 2013年11月15日までに、同理事会により決定される、中間の廃棄管理点を含む、詳細な要件に従うことを条件として、2014年前半に全ての化学兵器物資および機材の廃棄を完了すること、

(d) できるだけ早くまたいかなる場合にも2013年11月1日までに、化学兵器の生産および調合/充填機材の廃棄を完了すること、

(e) OPCW 要員にシリア・アラブ共和国のいかなるまたあらゆる場所を査察する迅速且つ自由な権利を与えることを含め、本決定の履行の全ての側面に全面的に協力すること、

(f) 事務局に対する主要な接点としての職員を指名しまた本決定が全面的に履行されることを

確保するために必要な権限を同人に与えること、

2. 事務局は、以下のことを行うものとするを更に決定する。

(a) 本決定に言及されたなんらかの情報若しくは申告を、それは機密情報の保護に関する条約の附属書に従って取り扱われるものとし、その受領後5日以内に、全ての締約国に利用可能とすること、

(b) できるだけ早くまたいかなる場合にも2013年10月1日までに、本決定に従ってシリア・アラブ共和国における査察を開始すること、

(c) 本決定の採択後30日以内に、上記第1項(a)に言及された一覧表に含まれる全ての施設を査察すること、

(d) シリアの化学兵器計画に関与していたとして締約国により特定された他の場所をできるだけ早く査察すること、ただし事務局長により是認されないとみなされるか、協議および協力の過程を通して解決される事項とみなされる場合はこの限りでない。

(e) 同条約の第8条の第44項に従いこの決定の効率的且つ効果的な履行を確保するため、資格のある査察官および他の技術専門家を、短期間で雇用した役務機関が最近終了した査察官、他の技術的専門家および必要とされる他の要員を再雇用する権限が与えられること、

(f) 本決定および同条約の要件を満たすシリア・アラブ共和国により達成された進捗状況、シリア・アラブ共和国に関して事務局が実行した活動および補足的資源、とりわけ技術的並びに人的資源に対するその必要性を含む、本決定の履行に関して、毎月同理事会に報告すること、

3. 以下について更に決定する。

(a) シリア・アラブ共和国に関して事務局により実行される活動に対する資金調達制度を緊急に検討すること、および本決定の履行において実行される活動のための自発的拠出金を提供できる立場にある国に対しそうすることを求めること。

(b) 事務局長が、特に履行および検証に関する条約の附属書第2部の第7項に言及されたか若しくはシリア・アラブ共和国における協力の欠如または本決定の履行に関して生ずる他の問題場合を含め、本決定のまたは同条約の要件を満たすことにおいてシリア・アラブ共和国による遅れを報告した場合、24時間以内に会合することおよび当該会合において、関連する情報および結論を含む、事項に同条約第8条36項に従って国際連合安全保障理事会の注意を喚起するか否かについて審議すること。

(c) この問題に引き続き取り組むこと。および

(d) 本決定はシリアの化学兵器により与えられた状況の異常な性格の故に為されたことおよび

将来にいかなる先例も創設しないことを認識すること。

添付文書Ⅱ

シリア・アクショングループ最終コミュニケ

2012年6月30日

1. 2012年6月30日に、国際連合とアラブ連盟の事務総長、中国、フランス、ロシア連邦、グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、トルコ、イラク（アラブ連盟のサミットの議長国）、クウェート（アラブ連盟外相理事会議長国）およびカタール（アラブ連盟のシリアに関するアラブ・フォローアップ委員会議長国）の外相並びに外交問題および安全保障政策担当ヨーロッパ連合上級代表は、シリアに対する国際連合およびアラブ連盟の合同特使が議長を務めるシリア・アクショングループとしてジュネーブの国際連合事務所において会合した。

2. アクショングループの構成員は、シリア・アラブ共和国における状況に深刻な懸念をもって、共に一同に会した。彼らは、継続したまた拡大しつつある殺害、破壊および人権侵害を最も強く非難する。彼らは、文民保護の失敗、暴力の激化、同国における紛争の深刻化の可能性およびこの問題の地域的次元を深く懸念する。この受け入れがたい性質と危機の規模は、共通の立場と合同の国際的行動を要求している。

3. アクショングループの構成員は、シリア・アラブ共和国の主権、独立、国民の統一および領土保全に対して約束をする。彼らは、暴力および人権侵害に終わりをもたらすため、そしてシリア国民の合法的な憧れを叶えまた自らの将来を独自に且つ民主的に可能にする移行を導き出すシリア人主導の政治過程の開始を促進するため緊急且つ集中的に活動することを決意する。

4. これらの共通の目標を確実にするため、アクショングループの構成員は、(a) あらゆるその形態における暴力の即時停止を含む、6項目計画および安全保障理事会決議 2042(2012)並びに 2043(2012)の完全な履行を確実にするため当事者による措置を特定し、(b) シリア国民の合法的な憧れを叶える政治的移行のための原則と指針に合意し、そして(c) シリア人主導の政治過程を促進するための合同特使の取組を支援することにおいて目的を実行するために彼らが行う行動に合意した。彼らは、このことが現場における進展を奨励し且つ支援できそしてシリア人主導の移行を促進しまた支援することに役立つことを確信している。

あらゆるその形態における暴力の即時停止を含む、6項目計画および安全保障理事会決議 2042 (2012) 並びに 2043 (2012) の完全な履行を確実にするため特定された当事者による措置

5. 当事者は、6項目計画および安全保障理事会決議 2042 (2012) 並びに 2043 (2012) を完全に履行しなければならない。そのために、

(a) 全ての当事者は、あらゆるその形態の武力紛争の持続的停止と直ちにまた他の行動を待つことなしに6項目計画の履行に対して再約束しなければならない。政府および反政府武装集団は、国際連合シリア・アラブ共和国監視団 (UNSMIS) の職務権限に従って計画の実施を推進する目的で、同監視団と協力しなければならない。

(b) 以下のことを含む、6項目計画の他の項目を履行するためのシリア・アラブ共和国政府による、即時、信頼に足るそして目に見える行動で、武力を用いた暴力の停止が持続されなければならない。

(i) 特に脆弱な範疇の人および平和的政治活動に関与した人を含む、恣意的に拘束されている人の釈放の速度と規模の強化、遅滞なくまた適切な経路を通して、そのような人が拘束されているあらゆる場所の一覧表の提供、そのような場所への迅速なアクセスの計画、および適切な経路を通じた、そのような人に関する情報、面会若しくは釈放を求めるあらゆる書面の要請に対する迅速な応答の提供。

(ii) 同国全土でのジャーナリストの移動の自由および彼らに対して非差別的査証政策を確保すること。

(iii) 合法的に保証されているように、結社の自由および平和的に示威運動する権利を尊重すること。

(c) あらゆる状況において、全ての当事者は、UNSMIS の安全に対して完全な尊重を示しまたあらゆる点において同使節団と完全に協力しまた同使節団の活動をしやすくしなければならない。

(d) あらゆる状況において、政府は、戦闘により影響を受けたあらゆる地区への人道機関による迅速且つ完全な人道的アクセスを認めなければならない。政府および全ての当事者は、負傷者の避難を可能としなければならない。また避難を望む全ての文民はそのようにすることを可能とされなければならない。全ての当事者は、文民の保護に関連したものを含む、国際法の下での自らの義務を完全に遵守しなければならない。

シリア人主導の移行のための合意された原則および指針

6. アクショングループの構成員は、下記に定めるシリア人主導の移行のための原則および指針に合意した。

7. どのような政治的解決も、シリア・アラブ共和国の国民に以下の移行を提供しなければならない。

- (a) シリア・アラブ共和国の全ての者により共有できる将来の見通しを提供する
- (b) この見通しの実現に向けたしっかりとした予定に従って、明確な措置を確立する
- (c) 全ての者にとっての安全および安定並びに平穏な環境で実施されることができ
- (d) 更なる流血や暴力無しに迅速に達成されまた信頼できる

8. **将来の見通し。**シリア・アラブ共和国の国民の憧れは、意見を聞かれた幅広いシリア人により明確に表明されてきている。下記の国家を求める圧倒的な望みがある。

(a) 選挙において確立された政治的主体と新しく生まれつつある政治的主体が公正且つ平等に競うための余地を与えつつ、純粋に民主的でありまた多元的であること。このことはまた、選挙の最初の段階の後においても、複数政党の民主主義が続かなければならないことに対する誓約を意味する。

(b) 人権に関する国際的基準、司法権の独立、政府におけるそれらの説明責任および法の支配を遵守する。かかる誓約をはっきりと表現するだけでは十分ではない。これらの誓約が当局にいる者により守られることを確保するため、国民にとって利用可能な制度がなければならない。

(c) 全ての者に平等な機会や好機を提供する。民族、宗教、言語若しくは他の理由に基づくセクト主義若しくは差別の余地はない。数の上で少ないコミュニティは、その権利が尊重されることが保証されなければならない。

9. **移行における明確な措置。**シリア・アラブ共和国における紛争は、同国における全ての者にとっての共通の未来に向けた平和的な道があることを全ての側が保証した時だけ、終わる。いかなる解決も、決められた時間枠に従って移行における明確且つ不可逆的な措置を規定することがそれゆえ不可欠である。いかなる移行における主要な措置は、以下のものを含む。

(a) 完全な行政権を行使する暫定統治機関とともに、移行を行うことができる中立的な環境を確立できる暫定統治機関の設立。それは、現政府および反政府勢力並びに他の集団の構成員を含むことができそして相互同意を基礎に形作られるものとする。

(b) シリアの将来を決定するのはシリア国民である。シリア・アラブ共和国における全ての集団および社会の階層は、国民対話過程に参加することが可能とされなければならない。この過程は、包

括的なばかりではなく意味あるものでなければならない。換言すれば、その主要な成果は実施されなければならない。

(c) そのことに基づき、憲法秩序および法制度の再検討があり得る。憲法草案の結果は、国民の承認を条件とする。

(d) 新しい憲法秩序の確立に基づき、設立された新しい機関や事務所のための自由且つ公正な多政党の選挙を準備しまた実施することが必要である。

(e) 女性は、移行の全ての側面において十分に代表されなければならない。

10. 安全、安定および平穩。いかなる移行も変化に関与する。しかしながら、移行は、安定と平安の雰囲気において全ての者の安全を確保する方法で、実施されることができるとを確実にすることが不可欠である。このことは、以下のことを要求する。

(a) 完全な平穩と安定の定着。全ての当事者は、暴力の恒久的な停止を確実にするため暫定統治機関と協力しなければならない。このことは、撤退の完了および武装集団の武装解除、動員解除並びに再統合の問題に対処することを含む。

(b) 脆弱な集団は保護されることおよび当面の行動が必要な地区で人道問題に対処するために取られることを確保するための効果的な措置。拘束された者の釈放が迅速に完了することを確保することも必要である。

(c) 政府機関および資格を有する職員の継続性。公共サービスは、保全または取り戻されなければならない。このことは、軍隊および治安部隊を含む。しかしながら、諜報機関を含む全ての政府機関は、人権および職業上の基準に従って遂行した暫定統治機関の統制の下、国民の信頼を招く指導力の下で仕事をしなければならない。

(d) 説明責任および国民和解に対する誓約。現在の紛争中に行われた行為についての説明責任は対処されなければならない。現在の紛争の犠牲者に対する補償または生活復帰、国民和解と寛恕に向けた措置を含む、移行期司法のための包括的なパッケージとなる必要もある。

11. 信頼に足る政治的合意に達するための迅速な措置。政治的合意に達することは、シリア・アラブ共和国国民のためであるが、時間は尽きかけている。以下のことは明白である。

(a) シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全は、尊重されなければならない。

(b) 紛争は、平和的対話および交渉だけを通して解決されなければならない。政治的解決に資する条件は、今や成立されなければならない。

(c) 流血は終わらなければならない。全ての当事者は、6項目計画に対し自ら確実に再誓約しなければならない。このことは、そのあらゆる形態で武力を用いた暴力の停止、および6項目計画の項目2から6までを実行する迅速な、確実なそして目に見える行動を含まなければならない。

(d) 全ての当事者は、合同特使と誠実に今や関与しなければならない。当事者は、国民の合法的な憧れを叶えるシリア人主導の解決に向けて速やかに活動するための効果的な対話者を提案する準備をしなければならない。過程は、移行のための政治的解決を具体化することにおいて、シリア社会の全ての階層の見解が聞かれることを確保するため、完全に包括的でなければならない。

(e) アクショングループの構成員を含む、組織化された国際社会は、当事者により到達された合意の実施のための重要な支援を提供する準備がある。このことは、要請があった場合には、国際連合の職務権限の下での国際的な援助の存在を含み得る。重要な基金は、再建と復興を支援するために利用可能であろう。

合意された行動

12. グループの構成員が、シリア人主導の政治過程を促進するため合同特使の取組を支援することにおいて上記のことを履行するために講じる合意された行動は、以下の通りである。

(a) アクショングループの構成員は、上記第5項に概略が示された措置を講じるようにシリア・アラブ共和国における当事者に、適切な場合には関与し、また合同で持続的な圧力をかける。

(b) アクショングループの構成員は、紛争の更なる軍事化に反対する。

(c) アクショングループの構成員は、6項目計画および本コミュニケに基づいて活動するため、合同特使が効果的な権限をもった対話者の任命を要請した場合、そうすることの重要性をシリア・アラブ共和国政府に対し強調する。

(d) アクショングループの構成員は、反政府勢力に対し、団結を増しそして効果的に代表する対話者が、6項目計画および本コミュニケに基づいて活動することを確実にする立場にあることを促す。

(e) アクショングループの構成員は、合同特使と彼のチームが政府および反政府勢力と直ちに関与した場合、彼らに十分な支援を与え、また前途を更に開発するため、シリア社会並びに他の国際的關係者と幅広く協議する。

(f) アクショングループの構成員は、本コミュニケにおいて合意された全ての点について講じられた具体的な進捗状況を検討しまた危機に対処するためにアクショングループから必要とされた一層の追加的措置および行動とされるものを決定するため、合同特使が必要とみなしたならば、彼がアクショングループの会合をさらに開催することを歓迎する。合同特使は、国際連合およびアラブ連盟

に情報をまた提供し続ける。